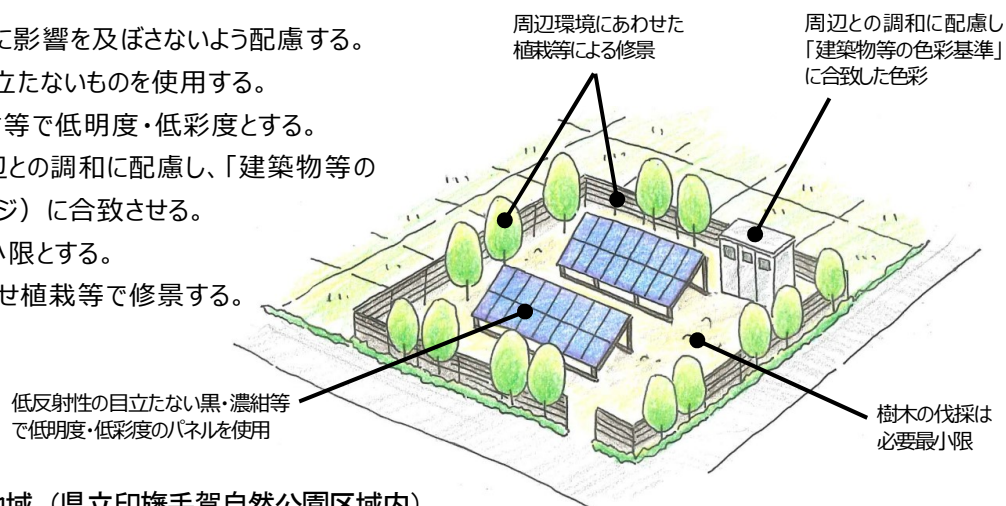


＜太陽光発電設備の設置について＞

太陽光発電設備等を設置する場合は、周辺の景観を損ねないよう次の項目に配慮し、周辺から違和感のない配置やデザイン、形態、色彩等とするよう努めましょう。

(1) 対象エリア：市内全域

- ・パネルの反射光が周辺に影響を及ぼさないよう配慮する。
- ・パネルは低反射性の目立たないものを使用する。
- ・パネルの色彩は黒・濃紺等で低明度・低彩度とする。
- ・附属設備の色彩は周辺との調和に配慮し、「建築物等の色彩基準」（41ページ）に合致させる。
- ・樹木の伐採は必要最小限とする。
- ・外周は周辺環境にあわせ植栽等で修景する。



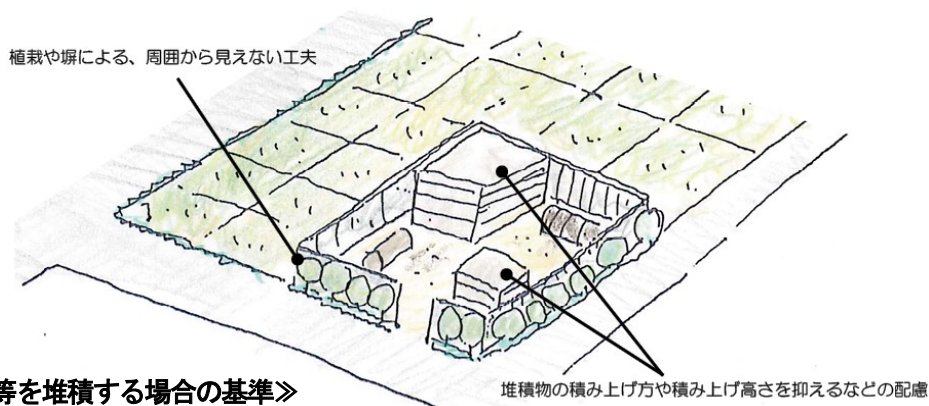
(2) 対象エリア：水辺景観地域（県立印旛手賀自然公園区域内）

水辺景観地域（県立印旛手賀自然公園区域内）は、一定規模（500kwまたは5,000㎡）以上の太陽光発電設備の設置自粛区域とします。また、小規模な設備を設置する場合は、外周を鋼板等ではなく植栽等で修景し、周辺との調和に配慮してください。

共通ガイドライン6：屋外で土石、廃棄物等を堆積する場合は、周辺の環境との調和を図る

土石、廃棄物等を堆積する場合は、次のような方法により、通りからの見え方に十分な配慮が必要です。

- ・周囲から堆積物が見えないような配置の工夫や植栽や塀などを設けて遮へいするなどの配慮をすること。
- ・できるだけ整然とした積み上げ方をし、堆積物の高さを低く抑えるなどの配慮をすること。



＜土石、廃棄物等を堆積する場合の基準＞